「植物新品種の保護に関する研究会 中間とりまとめ」に対する意見書

植物品種保護戦略フォーラム 座長 渡邉穎悦

1. 育成者権の内容について

(1)登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大

「中間とりまとめ」のとおり、登録品種の収穫物を原料とした加工品についても育成者権の効力を及ぼすことを検討する、という考え方に賛成である。

理由:育成者権の行使は、本来、種苗の段階で行われることが望ましいが、育成者の権利 保護を強化する観点から、UPOV条約の規定でも示されているとおり、加工品の段階ま で権利の及ぶ範囲を拡大すべきである。

(2)育成者権の存続期間の延長

EU並みに育成者権の存続期間を25年(樹木等は30年)に延長すべきである。

理由:新品種の育成には長い期間が必要であり、また、新品種の普及にも時間がかかるため、育成者権の存続期間を更に延長すべきである。

一般的には、各作物で多品種化が進み、品種の寿命も短くなる傾向にあるが、画期的な新品種で長期間にわたって利用されるものもあり、育成者権を可能な限り長期に保護する必要がある。

(3)育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲

「中間とりまとめ」の(A)案、「自家増殖には原則として育成者権の効力が及ぶこととし、自家増殖に当たって育成者権者の許諾を必要としない植物を例外として列挙して定めるべきである。」とすべきである。

理由:種苗法における品種登録の対象植物は全植物とされている。その中で、公共性や従来の慣行尊重などの理由で自家増殖を認める必要がある作物は極めて限られたものであり、(A)案とするのが妥当である。

また、欧米各国における農業者の自家増殖の範囲は、わが国よりも狭く規定されている。 政府をあげて「知的財産立国」を目指す中、わが国においても植物品種育成者の権利保護 を適切に行う必要がある。

2. その他

(1) 品種保護制度に関する普及啓発活動の充実

品種保護制度についての普及啓発活動を一層充実させるべきである。これまでのような 種苗関係者だけを対象とするのではなく、生産者、流通関係者、市場関係者に加えて、輸 出入業者等にも品種保護制度の趣旨を徹底する必要がある。

(2)欧米並みに審査期間を2年程度に短縮

審査期間を欧米並みに2年程度に短縮する必要がある。また、品種の寿命が短くなる傾向にあるので、出願公表もより迅速に行うべきである。

(3)育成者権侵害情報の収集・提供のための体制整備と侵害立証の支援体制の強化 個々の植物品種育成者による権利侵害の調査や侵害の立証には限界がある。関係機関に よる侵害情報収集や情報提供のための体制整備、侵害立証のための支援体制の強化が必要 である。

(4) DNA品種識別技術開発の推進

権利侵害の迅速な立証に有効なDNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、農林水産省等の関係機関、都道府県の試験研究機関、団体、民間企業等の技術開発を支援し、強力に推進すべきである。

また、植物毎に、DNA品種識別技術の標準化を推進すべきである。

(5)出願及び登録に関する情報の迅速・的確な公表

品種登録出願及び品種登録に関する情報について、より迅速にかつ的確に公表すべきである。出願公表についても特性概要などの公表が必要である。

(6)登録品種の種苗の海外への不法持ち出しの防止

登録品種の種苗の海外への不法持ち出しを防止するための対策を早急に検討すべきである。

(7) UPOV加盟各国との密接な協力関係の構築

UPOV加盟各国とより密接な協力関係を構築し、適切な権利保護の促進及び権利侵害の防止に務めるべきである。

(8)アジアでの UPOV 加盟国の増加促進と中国及び韓国での保護対象植物の早期拡大の要請

種苗流通でわが国と関係が深いアジア地域において、品種保護制度を整備し UPOV 加盟 国が増加するよう、わが国としても積極的に支援する必要がある。

また、特に、中国及び韓国で保護対象植物を早期に拡大するよう、わが国として積極的に要請していく必要がある。

(9)海外各国の品種保護制度に関する情報の収集とその公開

種苗流通の国際化が急速に進んでいるので、海外各国の品種保護制度に関する情報を積極的に収集し、広くわが国の関係者へその情報を公開する必要がある。また、海外での育成者権取得への積極的な支援を行うべきである。

(10) 育成者権の保護促進に係わる関係機関及び関係団体への支援

育成者権の保護促進に係わる関係機関、関係団体へ、より積極的な支援を行うべきである。

以上